

[事案 24-28] 入院・手術給付金請求

・平成 24 年 9 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

入院・手術給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除され、給付金は不支払いとなったことから、解除の取消し等を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年に加入した既契約には、入院 5 日目から給付される医療特約を付加していたが、平成 21 年 11 月に入院 1 日目からの給付への変更を勧められ、入院給付金日額を同額とする本契約に加入し、その後既契約の特約は解約した。

平成 23 年 6 月に入院・手術し、給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除されたが、契約前の通院・投薬等は、健診や検査であり、不告知に重大な過失はなく、告知義務違反にあたらないので、解除を取消し、給付金を支払ってほしい。

あるいは、本契約加入時に、告知内容について募集人が再確認しなかったこと、既契約の特約を 1 日目からの保障に変更することはできないと募集人が説明したことは、募集人の過失であるので、契約を取消し、既契約の特約を有効に戻し、その給付をしてほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由から、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、告知日の 11 か月前に「子宮内膜増殖症」と診断され、契約前月まで通院し、投薬(14 日分)を受けているが、これらを告知しておらず、告知書記載の重要事実についての不告知があり、申立人には重大な過失があり、仮に告知があった場合、契約は引受できない。よって、告知義務違反による解除は正当である。
- (2) 募集時には、募集人は被保険者から何も聞いておらず、正当な取扱を行っている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、申立内容は認められないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

1. 前提事実

当事者より提出された証拠によると、以下の事実を認めることができる。

- (1) 申立人は、平成 20 年 12 月に「子宮内膜増殖症」と診断され、平成 21 年 11 月までの間、通院し 14 日分の投薬を受けた。
- (2) 本契約は、平成 21 年 11 月に告知、申込みがなされ、同年 12 月 1 日を契約日として締結された。その後、申立人は、既契約の入院関係特約を解約した。
- (3) 申立人は、平成 23 年 6 月に入院し、子宮悪性腫瘍手術を受け、保険会社に給付金を請求した。

2. 告知義務違反の検討

- (1) 申立人は、告知書の「過去 5 年以内に、7 日以上の期間にわたる医師の診察・検査・

治療あるいは7日分以上の投薬をうけたことがありますか」に対して、前記の事実に対して、「いいえ」と告知しており、申立人が、正しく告知していれば、保険会社は、少なくとも同一条件では契約を締結しなかったと認められるので、不告知の事実は、重要な事項に該当するといえる。また、申立人が、病名を医師から告げられたのは告知日の11か月前であり、告知日の約2週間前にも受診していることから、申立人には重大な過失があったことは明らかである。よって、申立人には告知義務違反が認められ、告知事実と給付金請求事由に因果関係が認められることから、契約の解除と、給付金の不支給は、いずれも正当といえる。

(2)これに対し、申立人は、①医師からは、「99%何ともなく、ガンにはなりませんよ」等と説明を受けたため、病識がなかったこと、②通院は、病気で通院ではなく、健診及びその結果を聞きに行ったに過ぎないこと、③投薬は、検査を行うための投薬であったことを理由に、重大な過失はなかった旨を主張するが、告知書で求められている告知は「医師の診察・検査・治療あるいは7日分以上の投薬」という事実であり、その検査や投薬の意味合いまでを求めていないことは明らかで、申立人が告知事項に該当しないと判断したとしても、そのような判断自体に重大な過失があるといえる。

3 解約した特約に基づく給付金の請求について

(1)申立人は、①募集人は、告知書の再確認をすべきところ、何らチェックしていないこと、②特約を新しいものに変更できるか尋ねたところ、募集人はできないと返答し、本契約に加入させられたこと、について募集人に過失があると主張する。

(2)①については、申立人が、どのような再確認をすべき義務を想定しているのか明らかではないが、告知書に告知された内容について、募集人が何らかの方法で再確認することは、一般に求められていないので、この点について募集人の過失を認めることはできない。次に、②については、旧特約だけを新しい特約に切替える（転換）ことはできないため、募集人は、新規契約を勧誘しており、その説明に誤りがあったと認めることはできない。

(3)申立人は、募集人の過失を理由に、旧特約は有効に存在するとして、旧特約に基づく給付金の請求と、旧特約が存続する場合には本契約は成立していないとして、本契約の既払保険料の返還を請求するものと解されるが、上記のとおりその前提とする募集人の過失は認められない。